

○東大阪都市清掃施設組合ごみ処理施設の利用に関する条例

昭和52年3月15日

東大阪都市清掃施設組合条例第1号

改正 平成2年11月24日条例第1号

平成6年3月1日条例第1号

(趣旨)

第1条 この条例は、ごみ処理施設（以下「施設」という。）の利用及び処理手数料その他必要な事項について定めるものとする。

(利用の許可)

第2条 施設を利用しようとする者は、あらかじめ管理者の許可を受けなければならない。

2 管理者は、前項の許可をする場合において管理上必要があるときは、その利用について条件を付けることができる。

(利用許可の制限)

第3条 管理者は、次の各号の一に該当するときは、前条第1項の許可をしてはならない。

- (1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に規定する産業廃棄物を処理しようとするとき。
- (2) 施設の管理上支障があると認める廃棄物を処理しようとするとき。
- (3) 前2号に定めるもののほか、管理者が適当でないと認める廃棄物を処理しようとするとき。

(許可の取消し等)

第4条 管理者は、次の各号の一に該当するときは、第2条第1項の許可を取消し、又は停止を命ずることができる。

- (1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律、同法施行令、又は同法施行規則に違反したとき。
- (2) この条例若しくは、この条例に基づく規則に違反したとき又はそのおそれのあるとき。

(廃棄物処理手数料)

第5条 廃棄物の処理手数料は、別表のとおりとする。

(適用除外)

第6条 東大阪市及び大東市並びにその委託業者（東大阪市及び大東市がその処理を委託した一般家庭ごみに限る。）については、この条例の規定を適用しない。

(手数料の減免)

第7条 管理者は、天災その他特別の事情があると認めるときは、第5条の手数を減額し又は、免除することができる。

(原状回復義務)

第8条 利用者は、第4条の規定により許可が取消されたとき、又は利用の停止を命ぜられたときは直ちに原状に回復しなければならない。

2 利用者が前項に規定する義務を履行しないときは、管理者がこれを行ない、その費用を利用者から徴収する。

(委任)

第9条 この条例の施行について必要な事項は、管理者が定める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 東大阪都市清掃施設組合手数料条例（昭和40年東大阪都市清掃施設組合条例第10号）は廃止する。

附 則（平成2年11月24日条例第1号）

1 この条例は、平成3年4月1日から施行する。

2 改正後の東大阪都市清掃施設組合ごみ処理施設の利用に関する条例（以下「条例」という。）の規定中、ごみ、犬ねこ等の小動物の死体処理について徴収する手数料は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の期間の徴収する手数料について適用し、施行日前の期間の徴収する手数料については、なお従前の例による。

附 則（平成6年3月1日条例第1号）

この条例は、平成6年8月1日から施行する。

別表（第5条関係）

種別	取扱区分	手数料
ごみ	10キログラムにつき	90円
犬ねこ等小動物の死体	1個	1,000円